

自治紛争処理委員の調停及び審査の手續に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照表

目次

○ 自治紛争処理委員の調停及び審査の手續に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）	1
○ 総務省関係法令に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第十四号）（附則第二項関係）	8

○ 自治紛争処理委員の調停及び審査の手續に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手續に関する省令</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 総務大臣が任命する自治紛争処理委員（以下「自治紛争処理委員」という。）が行う調停、審査及び処理方策の提示（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百五十一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下同じ。）の手續については、法及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>第二章 自治紛争処理委員</p> <p>（異動）</p> <p>第四条 法第二百五十一条第五項並びに第六項により準用する法第二百五十條の九第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び第十一項の規定により自治紛争処理委員の欠員を生じた場合においては、法第二百五</p>	<p>自治紛争処理委員の調停及び審査の手續に関する省令</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 総務大臣が任命する自治紛争処理委員（以下「自治紛争処理委員」という。）が行う調停及び審査の手續については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>第二章 自治紛争処理委員</p> <p>（異動）</p> <p>第四条 法第二百五十一条第四項並びに第五項により準用する法第二百五十條の九第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び第十一項の規定により自治紛争処理委員の欠員を生じた場合においては、法第二百五</p>

十一條第二項に定める資格を有する者のうちから、総務大臣が自治紛争処理委員を任命することができる。

2 前項の規定により自治紛争処理委員の中に異動があつた場合においても、既に行つた調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示の手續は、影響は受けないものとする。

第三章 都道府県又は都道府県の機関が当事者となる普通地方公共
団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の紛争
の調停

第一節 調停の手續

(申請書)

第五條 法第二百五十一條の二第一項の文書には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

- 一 紛争の当事者
- 二 調停を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）
- 三 紛争の経過
- 四 申請の年月日
- 五 前各号に掲げるもののほか、調停を行うについて参考となる事項
(削除)

十一條第二項に定める資格を有する者のうちから、総務大臣が自治紛争処理委員を任命することができる。

2 前項の規定により自治紛争処理委員の中に異動があつた場合においても、既に行つた調停並びに審査及び勧告の手續は、影響は受けないものとする。

第三章 都道府県又は都道府県の機関が当事者となる普通地方公共
団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の紛争
の調停

第一節 調停の手續

(申請書等)

第五條 法第二百五十一條の二第一項の文書（以下「申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 紛争の当事者
 - 二 調停を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）
 - 三 紛争の経過
 - 四 申請の年月日
 - 五 前各号に掲げるもののほか、調停を行うについて参考となる事項
- 2 法第二百五十一條の二第一項の規定による調停の申請をした当事者は、当該申請書の写しを添えて、相手方である当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(削除)

第十二条 削除

第四節 自治紛争処理委員の合議

(合議)

第十三条 (略)

第五章 都道府県が当事者となる連携協約を締結した普通地方公共
団体相互の間の紛争に係る処理方策の提示

第一節 処理方策の提示の手続

第四節 調停の申請の取下げ

(当事者への通知)

第十二条 自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の二第二項の規定による調停の申請の取下げが行われた場合には、速やかにその旨を他の当事者に通知しなければならない。

第五節 自治紛争処理委員の合議

(合議)

第十三条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

- 一 第八条の規定による当事者が出席する調停の公開の決定
- 二 第十条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

【参考 (調停)】

第三章 都道府県又は都道府県の機関が当事者となる普通地方公共
団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争
の調停

第一節 調停の手続

(申請書)

第四十二条 法第二百五十二条の二第七項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 紛争の当事者
- 二 処理方策の提示を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）
- 三 紛争の経過

(処理方策を定めるための審議の期日及び場所)

第四十三条 処理方策を定めるための審議の期日及び場所は、代表自治紛争処理委員がこれを定める。

2 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の期日及び場所を変更することができる。

(代理人の選任及び解任の届出)

第四十四条 当事者は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

第二節 当事者が処理方策を定めるための審議に出席する場合の
手続

(申請書)

第五条 法第二百五十一条の二第一項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 紛争の当事者
- 二 調停を求める事項（当事者の主張の要点を含む。）
- 三 紛争の経過

(調停の期日及び場所)

第六条 自治紛争処理委員の調停の期日及び場所は、代表自治紛争処理委員がこれを定める。

2 代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、自治紛争処理委員の調停の期日及び場所を変更することができる。

(代理人の選任及び解任の届出)

第七条 当事者は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を自治紛争処理委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

第二節 当事者が調停に出席する場合の手続

(処理方策を定めるための審議の公開)

第四十五条 当事者が出席する処理方策を定めるための審議は、自治紛争処理委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

(秩序の維持)

第四十六条 処理方策を定めるための審議の期日における秩序の維持は、代表自治紛争処理委員が行う。

2 代表自治紛争処理委員は、前項に定めるもののほか、処理方策の提示の手續の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

第三節 情報の収集

(参考人の陳述等)

第四十七条 自治紛争処理委員は、処理方策の提示を行うため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

(自治紛争処理委員による情報の収集)

第四十八条 自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の三の二第四項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、処理方策を定めるための審議の期日外においてもこれを行うことができる。

第四節 自治紛争処理委員の合議

(調停の公開)

第八条 当事者が出席する調停は、自治紛争処理委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

(秩序の維持)

第九条 調停の期日における秩序の維持は、代表自治紛争処理委員が行う。

2 代表自治紛争処理委員は、前項に定めるもののほか、調停手續の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

第三節 情報の収集

(参考人の陳述等)

第十条 自治紛争処理委員は、調停を行うため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

(自治紛争処理委員による情報の収集)

第十一条 自治紛争処理委員は、法第二百五十一条の二第九項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、自治紛争処理委員の調停の期日外においてもこれを行うことができる。

第四節 自治紛争処理委員の合議

(合議)

第四十九条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

一 第四十五条の規定による当事者が出席する処理方策を定めるための審議の公開の決定

二 第四十七条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

第六章 電子情報処理組織による提出等の手続等

(電子情報処理組織による提出等の手続の方式等)

第五十条 この省令に規定する提出、送付、申立て及び届出の手続(以下この条及び次条において「提出等の手続」という。)のうち、書面等(第七条に規定する書面、第十六条第一項に規定する答弁書、第十七条に規定する反論書、第十八条第二項に規定する通知書、第十九条第一項、第二十条及び第二十一条に規定する書面、第二十六条及び第三十三条に規定する文書並びに第四十四条に規定する書面をいう。以下同じ。)により行うこととしているものについては、この省令の規定にかかわらず、電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

2・3 (略)

(合議)

第十三条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

一 第八条の規定による当事者が出席する調停の公開の決定

二 第十条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

第五章 電子情報処理組織による提出等の手続等

(電子情報処理組織による提出等の手続の方式等)

第四十二条 この省令に規定する提出、送付、申立て及び届出の手続(以下この条及び次条において「提出等の手続」という。)のうち、書面等(第七条に規定する書面、第十六条第一項に規定する答弁書、第十七条に規定する反論書、第十八条第二項に規定する通知書、第十九条第一項、第二十条及び第二十一条に規定する書面並びに第二十六条及び第三十三条に規定する文書をいう。以下同じ。)により行うこととしているものについては、この省令の規定にかかわらず、電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者

(電子情報処理組織による提出等の手続の効果等)

第五十一条 (略)

2・3 (略)

(審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合における特例)

第五十二条 (略)

は、当該提出等の手続を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、その手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して提出等の手続を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同項第二号に規定する電子証明書をいう。)と併せてこれを送信しなければならない。

(電子情報処理組織による提出等の手続の効果等)

第四十三条 前条第一項の規定により行われた提出等の手続については、書面等により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

2 前条第一項の規定により第十六条第一項に規定する答弁書の提出が行われた場合においては、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。

3 前条第一項の規定により行われた提出等の手続は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

(審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合における特例)

第四十四条 法第二百五十一条の三第一項から第三項までに規定する都道

2 第五十条第三項の規定は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。

府県の関与に関する審査の申出が電子情報処理組織を使用して行われた場合には、審査申出書に記載すべきこととされている事項についての情報を電子情報処理組織を使用して相手方である都道府県の行政庁に送信することをもって第十六条第一項に規定する審査申出書の写しの送付に代えることができる。

2 第四十二条第三項の規定は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して送信する場合について準用する。

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第十四号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一条 （略）</p> <p>第二条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 総務省関係法令に規定する手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特段の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>二 電子証明書 次に掲げるもの（行政機関等が情報通信技術利用法第三</p>

条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)をいう。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)

ハ 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(適用範囲)

第三条 この省令は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく手続等について適用する。

別表(第三条関係)

法令名	条項
地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)	第九条第三項(第九条の三第六項において準用する場合を含む。)、第九条の二第二項、第七十四条の二第十項(第二百五十二条の十二(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)、第二百九十一条の六第一項

第三条 (略)

別表(第三条関係)

法令名	条項
地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)	第九条第三項(第九条の三第六項において準用する場合を含む。)、第九条の二第二項、第七十四条の二第十項(第二百五十二条の十二(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)、第二百九十一条の六第一項

(略)	(略)	<p>及び第五項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十項において準用する場合を含む。）、第四百四十三条第二項、第二百三十二条の六第一項（市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する場合を含む。）、第二百四十四条の二第七項（市町村の合併の特例に関する法律第四十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二百四十五条の八第一項、第二項及び第四項、第二百四十九条、第二百五十条第二項、第二百五十条の四、第二百五十条の六、第二百五十条の十三第一項から第三項まで、第二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十九第二項、第二百五十一条の二第一項、第四項及び第七項、第二百五十一条の三第一項から第三項まで、第十二項及び第十三項、第二百五十一条の三の二第三項、第二百五十二条の二第七項、第二百五十二条の三十二第一項並びに第二百六十一条第四項</p>
(略)	(略)	<p>及び第五項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十項において準用する場合を含む。）、第四百四十三条第二項、第二百三十二条の六第一項（市町村の合併の特例に関する法律第四十七條において準用する場合を含む。）、第二百四十四条の二第七項（市町村の合併の特例に関する法律第四十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二百四十五条の八第一項、第二項及び第四項、第二百四十九条、第二百五十条第二項、第二百五十条の四、第二百五十条の六、第二百五十条の十三第一項から第三項まで、第二百五十条の十七第二項、第二百五十条の十九第二項、第二百五十一条の二第一項、第四項及び第七項、第二百五十一条の三第一項から第三項まで、第十二項及び第十三項、第二百五十二条の三十二第一項並びに第二百六十一条第四項</p>